

身近な「市民」の立場で後見活動を行う

# 市民後見人

## 市民後見人とは

家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことであり、専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を活かした後見活動を地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手のことである。

※岩間伸之「『市民後見人』とは何か - 権利擁護と地域福祉の新たな担い手」  
『社会福祉研究』第113号、鉄道弘済会、2012,P13



## 瀬戸内市の市民後見人活動

瀬戸内市では、権利擁護センターほっとせとうちが親族以外の第三者後見人として、地域福祉の視点から身近な「市民」という立場で後見活動を行う「市民後見人」を養成し、後見活動のサポートを行っています。

市民後見人は、家庭裁判所から「成年後見人」として選任され、他の専門職等による成年後見人と同じ権限が与えられています。



また、瀬戸内市の市民後見人活動は社会貢献活動であり、報酬を前提とした活動ではありません。

## 瀬戸内市の市民後見人活動の仕組み

### 市民後見人養成事業

- オリエンテーション（説明会）
- 養成研修受講者選考会 作文・面接による選考
- 養成研修の開催
- 面接による登録意思確認



### 「市民後見人バンク」への登録

受任調整会議で市民後見人候補者を推薦

家庭裁判所が選任

市民後見人の後見活動サポート

## 市民後見人のサポート体制

### 日常的な相談

センター職員が、市民後見人の相談に応じ、必要に応じて専門相談につなげます。

### 専門的な相談

センターが契約しているアドバイザー（弁護士等）からの助言が受けられます。

### バンク登録者の研修

バンク登録者の要望に沿って、年6回定例のフォローアップ研修を開催しています。

# 成年後見制度と成年後見人の役割

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分であるため、自分自身で契約や財産管理などの法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所から選任された援助者（成年後見人等）がその方を支援する制度です。

## 成年後見人の役割

成年後見人は、ご本人の意思を尊重しながら、生活状況や心身状況等も考慮し、ご本人に代わって福祉サービスの利用契約や適切な財産管理等を行うことで、ご本人の生活や財産を守ります。

成年後見人には、日常生活に関する行為を除く、法律行為をご本人に代わって行ったり、必要に応じて取り消したりする法的な権限が与えられています。

Q1 市民後見人養成研修に応募できるのは？

A1 瀬戸内市に住所を有し、現に在住している20歳以上75歳未満で、社会貢献に意欲と熱意のある方です。

Q2 どれくらいの頻度で訪問をしていますか？

A2 月に1～3回程度訪問をしています。  
※ご本人や市民後見人の状況によりまちまちです。

Q3 後見人の活動期間は？

A3 基本的にはご本人が亡くなるまで続きますが、市民後見人の遠方への転居や体調悪化などで継続が難しくなれば、交代についてほっと♡せとうちが支援します。

## 成年後見人の業務（例）

- ・預貯金の管理や支払い手続き等
- ・官公庁等への各種手続き
- ・ご本人の見守り活動（定期的な訪問等）
- ・福祉サービス利用や入院等の手続き
- ・ご本人が不利益な契約を結んでしまった場合などの取り消し 等

## 成年後見人の業務ではないこと（例）

- ・介護や家事のような事実行為
- ・手術などの医療行為の同意
- ・ご本人の連帯保証人や身元保証人になること
- ・葬儀の喪主を務めること 等

## 市民後見人Q&A

Q4 市民後見人はどのような人を担当するの？

A4 多額な財産がなく、親族に紛争性や虐待等もなく、複雑な法律行為が必要ない方を担当していただきます。

Q5 市民後見人には報酬はあるのですか？

A5 家庭裁判所に報酬付与の申立てをするかしないかの判断は、市民後見人に任せています。活動に要する経費はご本人の財産より支弁することになります。

## ●市民後見人に関するお問い合わせは

権利擁護センターほっと♡せとうち

TEL 0869-24-7711 FAX 0869-22-1850